

## 第14章 準備書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」（昭和39年法律第170号）第46条の14第1項の規定に基づく環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告（令和5年11月14日）は次のとおりである。

### 経済産業省

20230227保第6号

令和5年11月14日

合同会社NRE-46インベストメント

代表社員 日本再生可能エネルギー株式会社

職務執行者 ラウル・リエンダ・セビージャ 殿

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 高市 早苗



合同会社NRE-46インベストメント「（仮称）真庭太陽光発電事業 環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和5年2月27日付けで届出のあった「（仮称）真庭太陽光発電事業 環境影響評価準備書」について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の14第1項の規定に基づき審査した結果、環境影響評価について下記のとおり勧告する。

また、同条第4項の規定に基づき、岡山県知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

#### 記

届出のあった準備書を基に事業特性及び地域特性の把握を行った上で環境影響評価法第20条第1項の規定に基づく岡山県知事の意見を勘案し、電気事業法第46条の12の規定に基づく意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮するとともに、電気事業法第46条の14第2項の規定に基づく環境大臣の意見を聴き審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

(別紙)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

## 2. 各論

### (1) 植物に対する影響

対象事業実施区域において、重要な種及び重要な群落として確認されているナツアサドリ、ヤマトミクリ及びヤマトミクリ群落については、生育場所の回避を前提に工事計画の見直しを検討すべきである。

また、工事計画見直しの検討の結果、やむを得ず、回避できない場合において、代償措置として移植を検討しなければならない場合は、移植後の定着状況に係る他事例の情報等を可能な限り収集した上で、対象事業実施区域及びその周辺の生育環境を再度調査し、その調査結果を踏まえて、生育に必要な類似環境を創出できるかどうかの検討が必要である。

これらの検討については、検討経緯を環境影響評価書に明らかにするとともに、もし移植をしなければならない場合には、移植後の定着状況等について事後調査を継続的かつ適切に実施すること。

### (2) 廃棄物等について

本事業では、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このた

め、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年12月環境省）等を確認し、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めること。また、止むを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするとともに、廃棄する時点における太陽電池発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行う計画とすること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

## 14.1 経済産業大臣の勧告についての事業者の見解

準備書への経済産業大臣に勧告についての事業者の見解は表 14-1 に示すとおりである。

表 14-1 準備書への経済産業大臣の勧告に対する事業者の見解

No.	経済産業大臣の勧告	事業者の見解
1	<p>1. 総論</p> <p>事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。</p> <p>(1)関係機関等との連携及び地域住民等への説明</p> <p>本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。</p>	<p>本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施いたします。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を引き続き行います。</p>
2	<p>(2)事後調査等について</p> <p>ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。</p> <p>イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。</p> <p>ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。</p>	<p>ア 事後調査及び環境監視は適切に行い、必要に応じて追加的な環境保全措置を行います。</p> <p>イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化にあたっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討いたします。</p> <p>ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表いたします。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めます。</p>
3	<p>2. 各論</p> <p>(1)植物に対する影響</p> <p>対象事業実施区域において、重要な種及び重要な群落として確認されているナツアサドリ、ヤマトミクリ及びヤマトミクリ群落については、生育場所の回避を前提に工事計画の見直しを検討すべきである。</p> <p>また、工事計画見直しの検討の結果、やむを得ず、回避できない場合において、代償措置として移植を検討しなければならない場合は、移植後の定着状況に係る他事例の情報等を可能な限り収集した上で、対象事業実施区域及びその周辺の生育環境を再度調査し、その調査結果を踏まえて、生育に必要な類似環境を創出できるかどうかの検討が必要である。</p> <p>これらの検討については、検討経緯を環境影響評価書に明らかにするとともに、もし移植をしなければならない場合には、移植後の定着状況等について事後調査を継続的かつ適切に実施すること。</p>	<p>対象事業実施区域において、重要な種として確認したナツアサドリについては、評価書段階の詳細設計検討により、改変を回避しました。</p> <p>また、重要な種及び重要な群落として確認されているヤマトミクリ及びヤマトミクリ群落については、生育場所の回避を前提に詳細設計検討を行いました。回避をすることが困難であると判断しました。そのため、代償措置として新たな環境を創出することとしました。詳細な検討結果は評価書に記載のとおりですが、対象事業実施区域内の複数個所について、環境条件等を確認するとともに、専門家へのヒアリングを実施し、新たな環境の創出地点を決定しました。</p> <p>なお、検討経緯は評価書に示したとおりとなります。また、移植をするため、移植後の定着状況等について事後調査を継続的かつ適切に実施いたします。</p>
4	<p>(2)廃棄物等について</p> <p>本事業では、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年12月環境省）等を確認し、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めること。また、止むを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするとともに、廃棄する時点における太陽電池発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行う計画とすること。</p> <p>以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、太陽電池発電設備の処分等にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年12月環境省）等を確認し、可能な限りリユースし、廃棄物の発生抑制に努めます。また、止むを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルし、廃棄する時点における太陽電池発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行う計画とします。</p> <p>以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載しました。</p>